3　旧漁協告示第五条第一項第一号又は第十三条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4　前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新漁協告示第五条第十項、第十三条第十一項、第十九条第一項第一号及び第百五十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五条第十項	評価・換算差額等に計上される項目	評価・換算差額等に計上される項目（財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）
第十三条第十一項	評価・換算差額等に計上される項目	評価・換算差額等に計上される項目（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）
第十九条第一項第一号及び第百五十四条の五	時価による評価替え又は再評価	時価による評価替え

（少数株主持分に係る経過措置）

第五条　新農協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新農協告示第十二条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して六年を経過する日までの期間	百パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成三十四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成三十五年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成四十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

2　新農協告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新農協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧農協告示第十三条第一項第五号又は第六号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3　新漁協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新漁協告示第十二条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4　新漁協告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新漁協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧漁協告示第十三条第一項第四号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（コア資本に係る調整項目に係る経過措置）

第六条　新農協告示第四条第二項各号及び第十二条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	零パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント

2　新農協告示第四条第二項各号及び第十二条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧農協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧農協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

3　新漁協告示第四条第二項各号及び第十二条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

4　新漁協告示第四条第二項各号及び第十二条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧漁協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧漁協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。